

役員選挙規則

- 第1条 本会の役員選挙は、この規則の定めるところによる。
- 第2条 年度の末期に、次年度の役員の選挙を行なう。
- 第3条 選挙は下記の候補者について行なう。
1. 立候補者
 2. 推せん委員会で推せんされた推せん候補者
 3. 役員定数に満たない場合は、第9条（選挙管理委員会）の2に定められた欠員を補う為に選出された候補者
- 第4条（立候補者）
立候補の受付は、告示から三日間とする。
ただし受付時間は、午前9時より午後4時までとし、場所は選挙管理委員会が指定する。
- 第5条（推せん候補者）
1. 推せん委員会は、必要に応じて会長が召集する。
 2. 推せん委員会の構成は次のとおりとする。
 - ①役員
 - ②各委員会委員長
 3. 推せん委員会の運営については、内規を設ける。
- 第6条 本規則第3条の1および1，2による選挙については、全会員の投票とし、第3条の2のみの場合は、総会で承認を得るものとする。
- 第7条 選挙権は一会員（一家庭）1票とする。
- 第8条 信任は信任投票の2分の1以上を必要とする。
- 第9条（選挙管理委員会）
1. 会長は選挙管理委員5名を会員のなかから委嘱し、委員長は委員の互選で決める。
 2. 委員会の任務は次のとおりとする。
 - ①選挙の告示
 - ②候補者の届出の受付
 - ③第3条の3に関する役員定数の欠員補充方法の検討
（選出方法（くじ引き）、選出時期など）
尚、③の欠員補充で選出された候補者については、予め、候補者に浮上した旨を説明し、承諾を得なければならない。
 - ④候補者名簿、会員名簿の作成および投票用紙の作成、配布、集計
 - ⑤選挙結果の報告
- 第10条 この規則の改正は、会則に準ずる。

推せん委員会内規

- 第1条 所定の期間において、候補者の推せんを受付ける。
- 第2条 候補者を推せんする場合は、本人の承諾を得なければならない。
- 第3条 推せん候補者名簿を作成し、選挙管理委員会に提出する。
- 第4条 この内規の改正は、会則に準ずる。